

とになるのか、ということも含めまして、もう少しこの流量計ということがなかつたもので、質問なんですかねども……。

○建設部長(内田和雄君) この流量計は二カ所設置いたします。一カ所は西住宅の所でござります。二はどうかとも基地外につけられませんか、でいふある基地内に設置します。

それなら、ただいまの御指摘のもう一カ所の所でござります、土地を買収させていたいただきました所に流量計を設置いたしまして、今度は外から計量できようようにして、この管理につきましては市の方で管理をしよういたします。以上です。

○十二番(遠藤洋一君) ただいま西住宅の方ばかりでした。それは場所から言え、基地の中なんですか、いすの、わからな人ですけれども、要するに熊川の所ですよ、あそこ土地を買った所は、いすの、その土地を一つ買いましたから扉あけてその中に計器があったわけですよ、あれをめで今度新しく買った所に流量計を新しく立てて中のはもう使わなくしらやうと、やういふやうなことで、というふうに思うんですけれども、いかなんですか。

○建設部長(内田和雄君) 説明が不十分でござりました。

御指摘のとおりでございまして、今度買いました所に市の方でつけまして、そこにつけますので、これはそれと新規につけてまして、今度はこのメーターによって使用量を徴収するということになります。(了解しましたと呼ぶ者あり)

○十三番(小野沢久君) この流量計なんです、以前にも熊川団地の所に付けてますね、前にね、それが非常に事故が多くて正規に機能してない、と。たしかあれも六百万円前後だったという気がするんですけれども、それと同じような機種を考えて、いるのか。

熊川の所の流量測定装置は完全に現在は機能しているのかどうかという二点をお願いいたします。

○建設部長(内田和雄君) 熊川の箇所についているのは不明水を確認するため、各所で出口につけてございまして、なかなか不明水の量を確定するまでには至っておりません。というの、なかなか数えの的確に把握できないというのと雨等が降った場合に非常に量が多くなるというやうなことで、それで再度計量器について青梅市の方でポータブルの計量器等を持って調査等

をしたことばございますが、それがたまたま雷が落ちまして全部狂ってしまったというようなことで、まだそればもとでの計量というものは現実の問題としてはまだできております。

今度の計量器についてはパーマーボラスフリームというようなもので非常にいろいろ各社でいろいろ検討してやっているようでございますが、いろいろ私も検討した結果、この機種が一番近いのではないかと、正確ではないかということで設置をするわけでございます。

それで、いままでの基地から出ております計量の場所でございますが、非常にもう少し量が多めというようなことの計算でつくったもので非常に密度が甘いというようなことがございます。今度の場合はそれをしぼりまして設置します。しぼったものの計量になりますので密度も高くなりますし、また管理も市で行いますので的確な数字が出てくるのではないかと、いろいろ思っております。以上です。

○十三番(小野沢 久君)　さうしますと、いまの熊川の方はさういふことでほとんど活躍をしてないわけですが、それより一段と精度がいいと

いう理解だと思っておりますが、さうしますと、つまらない質問で悪いんですが、でも、この流量計を基礎に料金は決定をされるんですか。恐らくこの流量計の中に不明水も相当まじってくるのではないかと、いろいろ気がするんですが、さういふ辺の対応はどうかという形でとっていくんですか。

○建設部長(内田和雄君)

基地の場合は通ったものが全部料金になります。

さういふことで不明水は、この中からは出ていないという計算になるわけでございます。さういふことで数字を的確に把握しないとやはり料金の問題もございまして、さういふ意味で市の方で管理して密度の高いものというところで計画したわけです。よろしく願っています。(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十二号は建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって議案第六十二号は、

建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十五議案第六十三号 昭和五十九年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名によりまして議案第六十三号 昭和五十九年度福生市受託水道事業会計補正予算第二号について御説明申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思います。

総則でございますが、第一本で

歳入歳出それぞれ二千七百九十二万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億七千九十一万九千円と定めようとするものでございます。

次に二ページをお開きください。第一表、歳入歳出予算補正でございますが、まず歳入の受託水道事業収入で二千七百九十二万三千円の補正ござい

ます。歳入合計は五億七千九十一万九千円でございます。この歳入は即ち

りの受託水道事業収入でございます。

次に歳出でございますが、受託水道事業費で二千七百九十二万三千円の補正でございます。歳出合計は五億七千九十一万九千円でございます。この

内容は下水工事及び舗装先行工事等による配水管の増径布設等工事でございます。熊川一、三五〇番地元ほか二カ所の工事でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十三号は建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第六十三号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十六 議案第六十四号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名によりまして議案第六十四号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

まず市道第一五六号線でございますが、この路線は玉川上水にかかると五丁橋の西側を走る青梅線に接して、いまして市道第一五四号線からの線路に何かって板のように出てゐる幅員一ハメートル、延長二十七メートルの行きどまりの道路であります。

次に市道第一五七号線について説明いたします。この路線も市道第一

第一五六号線と同様の所に位置してございまして、幅員一・五メートル、延長十二メートルの行きどまりの道路であります。

この二路線ともすでに一般の交通の用に供されておらず公道としての使命を終つておりますので、市道整理の一環として道路法第十条第一項の規定に基づき廃止しようとするものでございします。

以上でございします。慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番(遠藤洋一君) 簡単にお願ひしたいんですが、簡単な質問一つあるんです。

いま部長の説明で交通の用に供さないと、つまり、ふだんの交通に使つてないという説明なんですけれども、あれですか、生活をするような道路としても使つてないという意味ですか。全然人が通らないという道であるというふうに理解してよろしいでしょうか。それとも車としては、どん詰まりだから通らないというふ

クに、というより意味なのか、そこだけちやうと知れたったんです。

○建設部長(内田和雄君)

市内に台帳上道路というよりなことであって現実に必要するにもう市道にもつなげてないとか、そういうふうな道路がありまして長い間かけています。こういうものの整理をしているわけです。

それで、いままでもかなりの本数を整理してまいっておりますが、まだ公道につなげてないとかというふうな道路がまだございます。これらを逐次いまだ市道整理としてやってるわけですが、この中の一つでございまして、現実には台帳上ありまして、実際には普通の民家の下についてるとか、そういうふうな関係の道路がいろいろあるわけです。それをいまいろいろな形で調べて整理をしているところでもございまして、その一環でございまして一応この周りには市道もございまして、一応公道としての使命は終わっているというよりなことで廃止していくというものでございます。以上です。

○十二番(遠藤洋一君)

いや、そういう廃止しようとするべき市道の号え方を伺っているんじゃないかと、それは非常によく理解しておりますけれども、今回のこのケースに關しては、さうきの説明では、つまり交通に供してないんだというふうな説

明だったんで、実際に、つまり道としていままでもあって、だけれども、つまり、いまだれも

通っていないというところで、このような形になったのかというところ、この場合一つについて伺ったわけがあります。どういうふうな道なのかというところ。

○議長(田村市郎君)

暫時休憩します。

午後五時三十五分

休憩

午後五時三十八分

開議

○議長(田村市郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

○建設部長(内田和雄君)

この路線は現在はずでにもうこの上の一部家が乗っているという道路でございまして、そういうところでどうしても廃止をしていきたいというものです。

○十二番(遠藤洋一君)

わかりました。

僕の理解では、つまり道路としてあったけれども、すでに交通の用に供してないと理解したものですから、現状よくわかりました。以上です。

○議長(田村中郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十四号は建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第六十四号は、

建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君)

日程第十七 議案第六十五号 福生市立福生第五小学校講堂防音改築工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君)

御指名をいただきましたので議案第六十五号 福生市立福生第五小学校講堂防音改築工事請負契約につきまして提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。

本件は教育施設整備の一環といたしまして福生市立福生第五小学校講堂の防音工事を施工いたそうとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の御同意を得るべく御提案申し上げます。

それでは、まず当該工事の概要につきまして説明申し上げます。

本工事は鉄筋コンクリートづくりでございまして、建築面積は八百三十七・二五平方メートルでございします。その内訳は、主競技場が五百七十平方メートル、ステージが九十五平方メートル、その他管理関係の諸室等が百七十二・二五平方メートルと相なっております。なお、窓につきましては一般防音のサッシを施すものでございます。

以上が工事の概要でございしますが、次に契約の関係につきまして説明申し上げます。

契約の関係につきましては本議案に記載してございしますとおり、契約の目的が福生市立福生第五小学校講堂防音改築工事、契約の方法は、

指名競争入札による契約でございます。契約金額は一億四千四百九十万円と相なっております。なお、この入札の経過につきましては裏面に添付してございます資料のとおりでございますので御参考にご供していただきたいと存じます。次に工期でございますが、契約確定の日から昭和六十年三月十五日までと相なっております。契約の相手方は東京即福生市志茂一六一番地田村建設工業株式会社 代表取締役田村誠一でございます。なお、本件の関連工事といたしまして電気設備工事を三ツ輪電気株式会社と、金額にいたしまして一千三百四十万円をもちまして分離発注による契約を予定しております。関連工事を含めましての契約金額の総額は一億五千八百三十万円と相なります。また、本工事の施工管理の委託関係でございますが、これは株式会社古賀建築事務所と二百三十一万七千円をもちまして契約いたす予定でございます。以上、よきに雑駁でございましたが、議案第六十五号の説明にかえりていただきます。よろしく御審議をいただきまして原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第六十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって議案第六十五号は、

原案のとおり同意されました。

○議長(田村市郎君)

日程第十八 陳情第五十九三号 少額貯蓄非課税

制度の現行維持に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたら、お願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で意見は終わります。

陳情第五十九—三号についてはお手元に御配付の別紙付託表のとおり
総務委員会に付託いたします。

○二十四番(関 米吉君) 大変縮小発言な感じですけれど、本日の会議は
五時以降が時間延長となされておるわけでございますけれど、最終的
な本日の議案を終了前に暫時休憩をいただきますと思うので、ひとつう
しくお取り計らいいただきたいと思います。

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま、二十四番 米吉君から休憩動議が出ましたので休憩する
ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。それでは休憩することと
いたします。終了後でいんですね、議案の終了後。(開会する前に一回
休憩を」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 日程第十九 陳情第五十九—四号 横田商学会駐

車場設置に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で意見は終わります。

陳情第五十九—四号については、お手元に御配付の別紙付託表のと
おり建設委員会に付託いたします。

○議長(田村市郎君) 暫時休憩いたします。

午後五時四十五分 休憩

午後六時二十分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

委員会審査のため明十三日から二十日までの八日間、休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって明十三日から

二十日までの八日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は九月二十一日午前十時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時二十一分 散会

⑦ 福総庶発第千八百号

昭和五十九年九月十一日

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

福生市長 田 村 匡 雄 ⑧

追加議案の送付について

昭和五十九年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第六十六号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

二 議案第六十七号 昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

横田商米会駐車場設置に関する陳情書